平成２１年（フ）第１１７号
茨城県日立市十王町伊師本郷532番地
破産者　佐藤　昭男
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２７号
富山県富山市花園町２―７―15、住民票上の住所群馬県高崎市芝塚町2025番地１
破産者　宮崎代志美
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２０号
群馬県前橋市石倉町４丁目18番地17　沢野貸住宅５号、開始決定時の住所群馬県高崎市金古町990番地３
破産者　大澤香代子（旧姓小須田）
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１６９０号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番８―407号
破産者　小林　　嵩
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地63―203
破産者　半田　由紀
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３号
長野県上田市岡1158番地１
破産者　小出　賢二
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第９号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷3724番地の８
破産者　峰野　直子
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
京都府亀岡市大井町並河神田38番地
破産者　佐野　　学
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
長崎県長崎市琴海戸根町744番地44
破産者　濵﨑　　學
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２５２号
長崎県諫早市高来町黒崎109番地
破産者　坂口　國義
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第７号
熊本県球磨郡相良村大字四浦東1744番地
破産者　西村　昌平
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３２０号
宮崎市生目台東５丁目６番地５
破産者　上村　恵一
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４８号
宮崎市大坪東３丁目８番３号、開始決定時の住所宮崎市大字本郷北方4353番地24
破産者　堀越　文夫
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８８号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永2902番地15
破産者　押川　厚子
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４０号
奈良市大宮町３丁目５番45号
破産者　株式会社辻岡工務店
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１４９号
鹿児島県出水市武本4686番地
破産者　大喜産業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成１９年（フ）第１１８号
栃木県日光市川治温泉高原62番地
破産者　株式会社柏屋ホテル
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成１９年（フ）第１１９号
東京都大田区仲池上２丁目２番12号　テラスハウス２号、開始決定時の住所栃木県日光市川治温泉高原62番地
破産者　片山　則夫
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成１９年（フ）第１２０号
東京都大田区田園調布１丁目10番６号　宮地隆方、開始決定時の住所栃木県日光市川治温泉高原62番地
破産者　片山　芳子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係